
*
* 柏原市議会定例会議案 *
*
* 令和7年第2回 *
*

(令和7年5月29日)

目 次

令和7年5月29日 定例会

議案等番号	議 案 等 名	ページ
報告第9号	令和6年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について	1
報告第10号	令和6年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について	3
報告第11号	令和6年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて	5
議案第27号	副市長の選任につき同意を求めることについて	7
議案第28号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	8
議案第29号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9
議案第30号	市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部改正について	10
議案第31号	特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部改正について	12
議案第32号	柏原市市税条例の一部改正について	14
議案第33号	柏原市立市民交流センター条例の制定について	19
議案第34号	柏原市立保健センター条例の一部改正について	32
議案第35号	柏原市自転車等駐車場条例の制定について	34
議案第36号	柏原市自動車駐車場条例の制定について	44

議案第 37 号	令和 7 年度柏原市一般会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 38 号	令和 7 年度柏原市一般会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 39 号	令和 7 年度柏原市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 40 号	令和 7 年度柏原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)	別冊
議案第 41 号	令和 7 年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算 (第 1 号)	50
議案第 42 号	令和 7 年度柏原市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)	58

報告第9号

令和6年度柏原市一般会計予算の継続費繰越計算報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、令和6年度柏原市一般会計予算継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

令和6年度 柏原市一般会計予算継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和6年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残 額	翌年度 通次繰越額	繰 越 金	左 の 財 源 内 訳		
				予 算 計上額	前 年 度 通次繰越額	計					特 定 財 源		
											国府支出金	地方債	その他
4 衛生費	1 保健衛生費	柏原市斎場火葬 炉設備更新工事	473,112,000	6,139,000		6,139,000	3,657,500	2,481,500	2,481,500	681,500		1,800,000	
合計			473,112,000	6,139,000		6,139,000	3,657,500	2,481,500	2,481,500	681,500		1,800,000	

報告第10号

令和6年度柏原市一般会計予算の繰越明許費繰越計算報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和6年度柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

令和6年度 柏原市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国庫支出金	地方債	負担金		
2	総務費	公共施設等再編整備事業	1,222,250,000	1,144,672,000	31,430,000	483,142,000	630,100,000			
3	民生費	1 社会福祉費	89,963,000	89,578,000		89,578,000				
5	農林水産業費	1 農業費	28,020,000	28,020,000		26,800,000			1,220,000	
7	土木費	2 道路橋りょう費	信貴太平寺線整備事業	31,000,000	31,000,000				31,000,000	
		国分寺大橋修繕事業	105,550,000	105,550,000		23,480,000	73,700,000		8,370,000	
9	教育費	2 小学校費	堅上小学校トイレ洋式化事業	56,690,000	56,690,000		12,690,000	43,800,000		200,000
		3 中学校費	堅上中学校トイレ洋式化事業	78,736,000	78,736,000		18,136,000	60,400,000		200,000
13	災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	市道災害復旧事業	18,000,000	12,714,000		6,928,000	5,400,000		386,000
合 計			1,630,209,000	1,546,960,000	31,430,000	660,754,000	813,400,000	31,000,000	10,376,000	

報告第11号

令和6年度柏原市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和6年度柏原市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

令和6年度 柏原市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	説明
						国庫補助金	企業債	工事負担金	損益勘定金 留保資金		
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備事業	849,691,000	401,509,322	282,000,000		264,400,000	3,151,000	14,449,000	166,181,678	事業の遅延による
1 資本的支出	1 建設改良費	ポンプ場等整備事業	1,072,237,000	433,576,569	624,000,000	278,000,000	338,000,000		8,000,000	14,660,431	事業の遅延による

議案第27号

副市長の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求める。

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第28号

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第29号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

次の者を本市人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

記

住 所

氏 名

生年月日

職 業

議案第30号

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部改正について

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

柏原市条例第 号

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

市長の給料月額及び退職手当の特例に関する条例（平成29年柏原市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和3年3月11日」を「令和7年3月11日」に改める。

第2条中「及び」を「、」に改め、「令和3年3月11日において市長の職にあった者の同日を含む任期」の次に「及び令和7年3月11日において市長の職にあった者の同日を含む任期」を加える。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 3 1 号

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給料月額の特例に関する条例（平成29年柏原市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「令和3年3月11日」を「令和7年3月11日」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第 3 2 号

柏原市市税条例の一部改正について

柏原市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 2 9 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市市税条例の一部を改正する条例

柏原市市税条例(平成2年柏原市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第18条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第25条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。))」を加える。

第26条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第26条の3第1項中「者に限る。))」の次に「若しくは特定親族(退職手当に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第32条を次のように改める。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第32条 令和8年4月1日以後に第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた加熱式たばこ(第97条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第99条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第97条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって

喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算について、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第98条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第98条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第32条の改正規定及び附則第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の柏原市市税条例（以下「新条例」という。）第18条及び第25条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第26条の2第1項の規定は、前条本文に規定する施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第25条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の柏原市市税条例（以下この条において「旧条例」という。）第25条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第26条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条ただし書に規定する施行の日前

に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第32条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、柏原市市税条例第97条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第99条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第32条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 柏原市市税条例第99条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第32条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第32条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 33 号

柏原市立市民交流センター条例の制定について

柏原市立市民交流センター条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市立市民交流センター条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 子育て支援センター（第7条～第14条）
- 第3章 こども広場（第15条～第21条）
- 第4章 市民活動施設（第22条～第25条）
- 第5章 学習施設（第26条～第28条）
- 第6章 雑則（第29条～第32条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 多世代の市民に活動及び交流の場を提供するとともに、当該施設における事業を通じて人が集い、又は交流する機会を提供することで、交流人口の増加及びにぎわいの創出を図り、もって市民福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とし、本市に市民交流センターを設置する。

（名称及び位置）

第2条 市民交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏原市立市民交流センター
- (2) 位置 柏原市安堂町115番地1

（施設）

第3条 柏原市立市民交流センター（以下「センター」という。）は、別表第1に掲げる施設をもって構成する。

（開館時間）

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とす

る。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(入館の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を断り、又は退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるおそれがある活動を行うと認められるとき。
- (4) センターの管理及び運営上支障があると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的に反する活動を行うと認められるとき。

第2章 子育て支援センター

(事業)

第7条 子育て支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て家庭の保護者とその子どもの交流の場の提供及び交流の促進に関すること。
- (2) 子育て等に関する相談及び援助に関すること。
- (3) 地域の子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 子育てサークル等の育成及び支援に関すること。
- (5) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関すること。
- (6) 療育教室事業に関すること。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業の実施に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(供用時間等)

第8条 子育て支援センターの供用時間及び休業日は、別表第1のとおりとす

る。ただし、市長が必要と認めるときは、供用時間及び休業日を変更することができる。

(利用の対象者)

第9条 子育て支援施設を利用することができるものは、次に掲げるものとする。

(1) 本市に居住する乳児(児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児をいう。別表第2において同じ。)又は幼児(同項第2号に規定する幼児をいう。)及び当該乳児又は幼児の保護者(児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次条、第16条及び別表第2において同じ。)

(2) 子育て支援に関する活動を行うもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市長が必要と認めるもの

2 一時預かり施設を利用することができる者は、本市に居住するおおむね満1歳から小学校就学の始期に達するまでの児童(児童福祉法第4条第1項に規定する児童をいう。第16条、第19条及び別表第2において同じ。)であって、次に掲げるものとする。

(1) 規則で定める届出をされた者

(2) 授乳を必要とせず、り患又は負傷していない者

(利用許可)

第10条 一時預かり施設を利用しようとする者の保護者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かり施設の利用を許可しない。

(1) 前条の許可を受けようとする者が、第6条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 一時預かり施設を利用しようとする者が、第9条第2項に規定する対象者でないとき。

(3) 規則で定める定員を超えるとき。

(利用許可の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一時預かり施設の利用を制限し、若しくは停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

- (1) 第10条の許可を受けた者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 第10条の許可を受けた者が、第6条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) センターの管理及び運営上の理由により、一時預かり施設の利用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。
(利用時間の上限)

第13条 一時預かり施設の利用時間は、1日につき6時間を上限とする。ただし、市長が時間を超えて利用させる必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第14条 第10条の許可を受けた者は、当該施設の利用後に別表第2に定める使用料を納めなければならない。

第3章 こども広場

(事業)

第15条 こども広場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの遊び及び学びの場の提供に関すること。
- (2) 子育て世代の親子の交流の促進に関すること。
- (3) 子どもの健全育成や子育てに関する事業の企画及び実施に関すること。
- (4) 利用者の交流の促進に関すること。

(利用の対象者)

第16条 室内遊び場を利用することができる者は、中学校就学の始期に達するまでの児童及び当該児童の保護者その他当該児童の付添人（次項、第19条及び別表第2において「保護者等」という。）とする。

2 保護者等は、成年に達した者でなければならない。

(利用許可)

第17条 室内遊び場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に際し、管理及び運営上必要な範囲で条件を付することができる。

(使用料)

第18条 前条の許可を受けようとする者は、当該許可を受けようとするときに別表第2に定める入場料を納めなければならない。

2 前条の許可を受けた者は、当該施設の利用後に、別表第2に定める時間使用料を納めなければならない。ただし、団体利用する者については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、市が主催又は共催する事業で利用する場合においては、使用料を納めないものとする。

(使用料の減免)

第19条 市長は、次の各号に掲げる者が室内遊び場を利用するときは、当該各号に定める使用料の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 市が交付する招待券を使用する者 市長が定める額

(2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 半額

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 半額

(4) 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けている者 半額

(5) 第2号、第3号及び前号に該当する児童の保護者等 半額

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(使用料の還付)

第20条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全額を還付することができる。

(1) 災害その他緊急やむを得ない理由により利用できないとき。

(2) 利用予定日の7日前までに利用の取下げを申し出たとき。

2 使用料の還付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

(規定の準用)

第21条 第8条、第11条及び第12条の規定は、こども広場の供用時間等並びに室内遊び場の利用許可の制限及び利用許可の取消し等について準用する。この場合において、第8条中「子育て支援センター」とあるのは「こども広場」と、第11条及び第12条中「一時預かり施設」とあるのは「室内遊び場」と、第11条第1号中「前条」とあるのは「第17条」と、同条第2号中「第9条第2項」とあるのは「第16条」と、第12条第1号及び第3号中「第10条」とあるのは「第17条」と読み替えるものとする。

第4章 市民活動施設

(事業)

第22条 市民活動施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民活動の場の提供に関すること。
- (2) 市民相互の交流の促進に関すること。
- (3) 地域のにぎわいの創出及び観光振興に関すること。
- (4) 地域産業の振興及び勤労者の福祉増進等に関すること。
- (5) 健康づくり及び高齢者の生きがいくりに関すること。
- (6) 生涯学習の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(利用許可の制限)

第23条 市長は、市民活動施設（コミュニティスペースを除く。）を利用しようとするものが、第6条各号のいずれかに該当するときは、当該施設の利用を許可しない。

(使用料)

第24条 次条において準用する第10条の許可を受けたものは、当該施設を利用するときまでに別表第2に定める使用料を納めなければならない。

2 市民活動施設の附属設備を使用しようとするものは、当該設備を使用する

ときに別表第2に定める使用料を納めなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、市が主催若しくは共催する事業又は市の要請に基づく事業に利用する場合には、使用料を納めないものとする。

(規定の準用)

第25条 第8条、第10条、第12条及び第20条の規定は、市民活動施設の供用時間等並びに市民活動施設（コミュニティスペースを除く。）の利用許可、利用許可の取消し等及び使用料の還付について準用する。この場合において、第8条中「子育て支援センター」とあるのは「市民活動施設」と、第10条及び第12条中「一時預かり施設」とあるのは「市民活動施設（コミュニティスペースを除く。）」と、第10条中「利用しようとする者の保護者」とあるのは「利用しようとするもの」と、第12条第1号及び第3号中「第10条」とあるのは「第25条において準用する第10条」と読み替えるものとする。

第5章 学習施設

(事業)

第26条 学習施設は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の教養、調査、研究等に資するための場の提供に関すること。
- (2) 市内における起業及び就労の機会の拡大に資するための場の提供に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業

(利用の対象者)

第27条 コワーキングスペースを利用することができる者は、満15歳に達した日以後の最初の3月31日を終了した者とする。

(規定の準用)

第28条 第8条、第10条から第12条まで及び第14条の規定は、学習施設の供用時間等並びにコワーキングスペースの利用許可、利用許可の制限、利用許可の取消し等及び使用料について準用する。この場合において、第8条中「子育て支援センター」とあるのは「学習施設」と、第10条、第11条及び第12条中「一時預かり施設」とあるのは「コワーキングスペース」

と、第10条中「利用しようとする者の保護者」とあるのは「利用しようとする者」と、第11条第1号中「前条」とあるのは「第28条において準用する第10条」と、同条第2号中「第9条第2項」とあるのは「第27条」と、第12条第1号及び第3号並びに第14条中「第10条」とあるのは「第28条において準用する第10条」と、同条中「当該施設の利用後」とあるのは「当該施設を利用するとき」と、「ならない。」とあるのは「ならない。ただし、市が主催若しくは共催する事業又は市の要請に基づく事業に利用する場合においては、使用料を納めないものとする。」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(利用権の譲渡等の禁止)

第29条 この条例の規定により許可を受けたものは、許可を受けた施設を当該許可を受けた目的以外に利用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の承認)

第30条 センターを利用するもの（次条及び別表第2において「利用者」という。）は、センターの利用について特別の設備の設置又は備付け以外の器具の使用を必要とするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(原状回復義務等)

第31条 利用者は、センターの施設、設備等を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は令和8年4月1日から、附則第5項の規定は令和8年5月7日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行について必要な手続その他の準備行為は、この条例の施行

の日前においても行うことができる。

(柏原市立老人福祉センター条例の廃止)

- 3 柏原市立老人福祉センター条例（昭和55年柏原市条例第31号）は、廃止する。

(柏原市立勤労者センター条例の廃止)

- 4 柏原市立勤労者センター条例（平成9年柏原市条例第6号）は、廃止する。
(柏原市地域福祉センター条例の廃止)

- 5 柏原市地域福祉センター条例（平成10年柏原市条例第27号）は、廃止する。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

- 6 執行機関の附属機関に関する条例（平成24年柏原市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表柏原市サンヒル柏原運営事業者選考委員会の項を削る。

(特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年柏原市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

サンヒル柏原運営事業者選考委員会委員	10,000円	〃	
障害者自立支援審査会委員（合議体の長）	23,000円	〃	

」

を

「

障害者自立支援審査会委員（合議体の長）	23,000円	〃	
---------------------	---------	---	--

」

に改める。

別表第1（第3条、第8条関係）

施設		供用時間	休業日
子育て支援センター	子育て支援施設	午前9時から 午後5時まで	ア 土曜日及び日曜日 イ 国民の祝日に関する法律 （昭和23年法律第178号）に規定する休日 ウ 12月29日から翌年の 1月3日まで
	一時預かり施設		
こども広場	室内遊び場	午前10時から 午後5時まで	ア 毎月第2火曜日及び第4 火曜日（当該日が国民の祝 日に関する法律に規定する 休日に当たるときは、当該 日以後の最初の休業日でな い日） イ 12月29日から翌年の 1月3日まで
	屋外広場	午前9時から 午後6時まで	センターの休館日に準ずる。
市民活動施設	コミュニティスペース	午前9時から 午後6時まで	センターの休館日に準ずる。
	調理室		
	会議室		
	和室		
	多目的室		
学習施設	学習室	午前9時から 午後6時まで	センターの休館日に準ずる。
	コワーキングスペース		

別表第2（第14条、第18条、第24条関係）

1 一時預かり施設

一時預かり施設	30分までごとに400円
---------	--------------

備考 利用時間に30分未満の端数があるときは、これを30分とみなす。

2 室内遊び場

室内遊び場	個人利用	児童	市民	入場料	300円
				時間使用料	最初の1時間まで無料とし、入場後1時間を超えるものについては、超える時間1時間までごとに100円
			その他	入場料	400円
				時間使用料	最初の1時間まで無料とし、入場後1時間を超えるものについては、超える時間1時間までごとに100円
		保護者等	市民	入場料	200円
			その他	入場料	300円
	団体利用	児童	市内団体	入場料	200円
				時間使用料	最初の1時間まで無料とし、入場後1時間を超えるものについては、超える時間1時間までごとに100円
			その他	入場料	300円
				時間使用料	最初の1時間まで無料とし、入場後1時間を超えるものについては、超える時間1時間までごとに100円
		保護者等	市内団体	入場料	100円
			その他	入場料	200円

備考

- 「団体利用」とは、規則で定める団体であって、利用する子どもの人数が10人以上であるものをいう。
- 「市内団体」とは、前項の団体の所在地が本市にあるものをいう。
- 団体利用が可能な日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める休日以外の日とする。
- 乳児に係る使用料については、無料とする。
- 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

3 市民活動施設

市民活動施設	調理室	1時間までごとに1,000円
	会議室1	1時間までごとに500円
	会議室2	1時間までごとに500円
	会議室3	1時間までごとに900円
	和室	1時間までごとに600円
	多目的室1	1時間までごとに2,100円
	多目的室2	1時間までごとに1,600円

備考

- 1 会議室3を1/2利用するときは、上記金額の1/2の額とする。
- 2 利用者が、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときは、当該区分に定める額の100分の200に相当する額とする。
- 3 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

4 附属設備

附属設備	音響設備	1時間までごとに1,000円を上限として規則で定める額
	映像設備	
	その他設備	

備考 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

5 コワーキングスペース

コワーキングスペース	カウンター席	1時間までごとに100円
	ブース席	1時間までごとに200円

備考 利用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

議案第 34 号

柏原市立保健センター条例の一部改正について

柏原市立保健センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市立保健センター条例の一部を改正する条例

柏原市立保健センター条例（昭和58年柏原市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 柏原市立保健センター
- (2) 位置 柏原市安堂町1番55号

第3条中「保健センター」を「柏原市立保健センター」に、「次の」を「次に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月7日から施行する。

議案第 35 号

柏原市自転車等駐車場条例の制定について

柏原市自転車等駐車場条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市自転車等駐車場条例

柏原市自転車駐車場条例（平成5年柏原市条例第9号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 駅前周辺における自転車等の駐車及び自転車等による移動の需要に応じ、もって市民の利便に資するとともに良好な生活環境を保持するため、本市に自転車等駐車場を設置する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等 原動機付自転車、自転車、身体障害者用の車及び普通自動二輪車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 自転車 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (4) 身体障害者用の車 道路交通法第2条第1項第11号の4に規定する身体障害者用の車をいう。
- (5) 普通自動二輪車 道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車のうち総排気量0.125リットル以下又は定格出力1.00キロワット以下の原動機を有する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）をいう。

（施設）

第3条 自転車等駐車場は、駐車場又はレンタサイクルをもって構成する。

（名称、位置、駐車区分等）

第4条 自転車等駐車場の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

- 2 各自自転車等駐車場の駐車することができる自転車等の種類及び駐車区分は、規則で定める。
- 3 レンタサイクルを利用することができる自転車等駐車場は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第5条 自転車等駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用に関すること。
- (2) レンタサイクルの利用に関すること。
- (3) 自転車等駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(供用時間等)

第7条 自転車等駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

ただし、指定管理者が必要と認めたときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 レンタサイクルの貸出及び返却時間は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

(禁止行為)

第8条 自転車等駐車場においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の自転車等の駐車を妨げること。
- (2) 自転車等駐車場の施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自転車等駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(利用許可)

第9条 駐車場及びレンタサイクルを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しない。

- (1) 駐車場の構造上自転車等を駐車させることができないとき。
 - (2) 駐車場の収容能力を超えるとき。
 - (3) 駐車場の管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。
- 2 指定管理者は、酒気を帯びている等正常な運転をすることができないと認めるときは、レンタサイクルの利用を許可しない。

(利用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の許可（以下「利用許可」という。）を取り消すことができる。

- (1) 利用許可を受けた者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (3) 自転車等駐車場の管理上支障があるとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消した場合において、利用許可を受けた者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、これに対してその責めを負わないものとする。

(利用料金)

第12条 駐車場及びレンタサイクルの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が自らの収入として收受する。

2 利用料金の額は、別表第2に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。ただし、身体障害者用の車については、無料とする。

(利用料金の支払時期)

第13条 利用者は、指定管理者が定める支払の時期までに利用料金を支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる者が駐車場又はレンタサイクルを利用するとき（第3号から第5号までにあつては、定期利用に限る。）は、当該各号に定める利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 自転車等駐車場の管理業務を行う者であつて、当該業務で利用するも

の 全額

- (2) 国又は地方公共団体の職員であって、業務で利用するもの 全額
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 半額
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 半額
- (5) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者 半額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を得なければならない。

（利用料金の還付）

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める利用料金の額を還付することができる。

- (1) 駐車場及びレンタサイクルの定期利用をする者が、当該定期利用をする期間の初日の前日までに、当該定期利用の中止を申し出たとき 全額
- (2) 駐車場の定期利用をする者が、当該定期利用の期間内において、当該定期利用の中止を申し出たとき 既納の利用料金の額から利用した月数（月の途中であっても1月とする。）に当該定期利用をする自転車等の種別に係る1月定期利用の利用料金の額（前条第1項の規定により減額された場合にあつては、当該自転車等の種別に係る1月定期利用の利用料金の額から当該減額された額を控除した額）を乗じて得た額を控除した額
- (3) 駐車場及びレンタサイクルの定期利用をする者が、第17条第1項の規定により自転車等駐車場を利用することができなくなったとき 既納の利用料金の額を当該定期利用の期間の日数（1月を30日として計算する。）で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。）に、利用することができなかった日数を乗じて得た額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を得なければならない。

（利用権の譲渡等の禁止）

第16条 利用許可を受けた者は、駐車場及びレンタサイクルの利用権を譲渡し、又は駐車場及びレンタサイクルを他の者に利用させてはならない。

(自転車等駐車場の休止)

第17条 市長又は指定管理者は、自転車等駐車場の整備その他管理上必要があると認めるときは、自転車等駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

2 前項の規定により自転車等駐車場を休止したときは、指定管理者は利用許可を受けた者に対して利用の停止を命ずることができる。

3 指定管理者が第1項の規定により自転車等駐車場の休止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用期間超過自転車等及び未許可自転車等の措置)

第18条 利用を許可した期間(以下この条において「利用期間」という。)を超えて駐車している自転車等(第2条第4号及び第5号を除く。以下この項において同じ。)又は利用許可を受けずに駐車している自転車等は、柏原市自転車等の放置防止に関する条例(平成5年柏原市条例第10号)第13条第1項に規定する公共の場所に放置された自転車等とみなす。

2 指定管理者は、利用期間を超えて駐車している自転車等又は利用許可を受けずに駐車している自転車等があるときは、当該駐車に係る期間につき一時利用の許可がされたものとみなし、利用料金を徴収することができる。

(市の免責)

第19条 自転車等駐車場における盗難、汚損、接触、衝突その他第三者の行為に起因して生じた利用者の損害又は不可抗力による損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(原状回復義務等)

第20条 利用者は、自転車等駐車場の施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の柏原市自転車等駐車場条例第12条から第15条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 3 この条例の施行について必要な経過措置は、規則で定める。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の柏原市自転車等駐車場条例の規定に基づく利用の許可、利用料金の徴収その他駐車場及びレンタサイクルを利用するために必要な準備行為は、施行日前においても、施行日において当該自転車等駐車場の指定管理者であるものに行わせることができる。

(指定管理者の交代があった場合の措置)

- 5 指定の期間の満了又は指定の取消しによる指定管理者の交代があった場合は、市長及び前任の指定管理者がこの条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、後任の指定管理者が行った処分、手続その他の行為とみなす。

別表第1（第4条関係）

名 称	位 置
柏原駅東自転車駐車場	柏原市上市4丁目388番42ほか
柏原駅西口第1自転車駐車場	柏原市今町1丁目167番14
柏原駅西口第2自転車駐車場	柏原市上市1丁目149番7ほか
柏原駅西口第3自転車駐車場	柏原市上市1丁目149番6
高井田駅第1自転車駐車場	柏原市大字高井田1556番1ほか
高井田駅第2自転車駐車場	柏原市大字高井田1328番1ほか
高井田駅第3自転車駐車場	柏原市大字高井田741番1ほか
堅上駅自転車駐車場	柏原市大字青谷468番1
法善寺駅東自転車駐車場	柏原市法善寺4丁目180番2ほか
法善寺駅西自転車駐車場	柏原市法善寺3丁目935番
堅下駅東自転車駐車場	柏原市大県2丁目271番2
堅下駅西自転車駐車場	柏原市大県2丁目272番5ほか
安堂駅自転車駐車場	柏原市安堂町961番4ほか
国分駅前再開発ビル自転車駐車場	柏原市国分本町1丁目1番
国分駅東自転車駐車場	柏原市国分本町2丁目2番11号
国分駅西第1自転車駐車場	柏原市国分西1丁目88番3
国分駅西第3自転車駐車場	柏原市国分西1丁目100番1ほか
国分駅西第4自転車駐車場	柏原市国分西1丁目9番3

別表第2（第12条関係）

1 駐車場

種別 \ 区分		一時利用	定期利用		
			1月定期	3月定期	6月定期
屋根あり	自転車	160円	2,300円	6,900円	13,800円
	原動機付自転車	260円	3,700円	11,100円	22,200円
	普通自動二輪車				
屋根なし	自転車	160円	1,600円	4,800円	9,600円
	原動機付自転車	260円	2,600円	7,800円	15,600円
	普通自動二輪車				

備考

- 1 一時利用とは、駐車から24時間（以下この表において「1日」という。）までを単位とし、駐車1回ごとの利用をいう。
- 2 柏原駅東自転車駐車場、柏原駅西口第2自転車駐車場、国分駅前再開発ビル自転車駐車場及び国分駅西第1自転車駐車場については、一時利用をする場合にあっては駐車から2時間までは無料とする。
- 3 一時利用の場合で、1日を超えるものについては、超える日ごとに1回分の利用料金を加算した金額を徴収する。
- 4 定期利用とは、1月（月の初日から末日まで）、3月（最初の月の初日から翌々月の末日まで）又は6月（最初の月の初日から5月後の月の末日まで）を単位とし、1台分の利用をいう。
- 5 定期利用の場合であって、月の途中から利用するときは、当該月の初日から利用したものとみなす。

2 レンタサイクル

種別 \ 区分	1日利用	定期利用
	レンタサイクル（自転車）	350円
レンタサイクル（電動アシスト自転車）	700円	—

備考

- 1 1日利用とは、利用の許可を受けた時から当該許可を受けた日の翌日の午前7時(以下この表において「1日」という。)までの利用をいう。
- 2 1日利用の場合で、1日を超えるものについては、超える日ごとに1日分の利用料金を加算した金額を徴収する。
- 3 定期利用とは、1月(月の初日から末日まで)を単位とし、1台分の利用をいう。
- 4 定期利用の場合であって、月の途中から利用するときは、当該月の初日から利用したものとみなす。
- 5 電動アシスト自転車とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第39条の3第1項に規定する駆動補助機付自転車をいう。

議案第 36 号

柏原市自動車駐車場条例の制定について

柏原市自動車駐車場条例を次のように制定する。

令和 7 年 5 月 29 日提出

柏原市長 富 宅 正 浩

柏原市条例第 号

柏原市自動車駐車場条例

柏原市自動車駐車場条例(平成9年柏原市条例第13号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 駅前周辺における駐車環境の改善を図り、もって市民の利便に資するとともに良好な生活環境を保持するため、自動車駐車場(以下「駐車場」という。)を設置する。

(名称、位置及び駐車区分)

第2条 駐車場の名称、位置及び駐車区分は、次のとおりとする。

名 称	位 置	駐車区分
柏原駅東自動車駐車場	柏原市上市4丁目388番42ほか	一時利用
柏原駅西口自動車駐車場	柏原市上市1丁目149番7ほか	一時利用、定期利用

2 駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車とする。

(指定管理者による管理)

第3条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(供用時間)

第5条 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

(禁止行為)

第6条 駐車場においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失するおそれがある行為をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(利用許可)

第7条 駐車場を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用を許可しない。

(1) 駐車場の構造上自動車を駐車させることができないとき。

(2) 駐車場の収容能力を超えるとき。

(3) 駐車場の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の許可（以下「利用許可」という。）を取り消すことができる。

(1) 利用許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽り又は不正な手段により利用許可を受けたとき。

(3) 駐車場の管理上支障があるとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消した場合において、利用許可を受けた者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、これに対してその責めを負わないものとする。

(利用料金)

第10条 駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者が自らの収入として収受する。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

(利用料金の支払時期)

第11条 利用者は、指定管理者が定める支払の時期までに利用料金を支払わなければならない。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる者が駐車場を利用するときは、当該各号に定める利用料金の額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 駐車場の管理業務を行う者であって、当該業務で利用するもの 全額
- (2) 国又は地方公共団体の職員であって、業務で利用するもの 全額
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者 半額
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 半額
- (5) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けている者 半額
- (6) 第3号、第4号及び前号に該当する者を同乗させている者 半額

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用料金の還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める利用料金の額を還付することができる。

- (1) 駐車場の定期利用をする者が、当該定期利用をする月の初日の前日までに、当該定期利用の中止を申し出たとき 全額
- (2) 駐車場の定期利用をする者が、第15条第1項の規定により駐車場を利用することができなくなったとき 既納の利用料金の額を30日で除して得た額に、利用することができなかった日数を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とし、既納の利用料金の額を上限とする。）

2 利用料金の還付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を得なければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第14条 利用許可を受けた者は、駐車場の利用権を譲渡し、又は駐車場を他の者に利用させてはならない。

(駐車場の休止)

第15条 市長又は指定管理者は、駐車場の整備その他管理上必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

2 前項の規定により駐車場を休止したときは、指定管理者は利用許可を受けた者に対して利用の停止を命ずることができる。

3 指定管理者が第1項の規定により駐車場の休止をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(市の免責)

第16条 駐車場における盗難、汚損、接触、衝突その他第三者の行為に起因して生じた利用者の損害又は不可抗力による損害については、市及び指定管理者は、その責めを負わないものとする。

(原状回復義務等)

第17条 利用者は、駐車場の施設又は附属設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の柏原市自動車駐車場条例第10条から第13条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の柏原市自動車駐車場条例の規定に基づく利用の許可、利用料金の徴収その他駐車場を利用するために必要な準備行為は、施行

日前においても、施行日において当該自動車駐車場の指定管理者であるものに行わせることができる。

(指定管理者の交代があった場合の措置)

- 4 指定の期間の満了又は指定の取消しによる指定管理者の交代があった場合は、市長及び前任の指定管理者がこの条例の規定により行った処分、手続その他の行為は、後任の指定管理者が行った処分、手続その他の行為とみなす。

別表（第10条関係）

駐車区分	利用料金
一時利用	駐車から30分まで無料とし、30分を超えるものについては、30分までごとに100円とする。ただし、継続して利用する時間が4時間30分から24時間までについては800円とし、24時間を超えるものについては、24時間までごとに800円を加算した額とする。
定期利用	12,000円

備考

- 1 定期利用とは、1月（月の初日から末日まで）を単位とし、1台分の利用をいう。
- 2 定期利用の場合で、月の途中から利用するものについては、1月分の利用料金を徴収する。

議案第41号

令和7年度柏原市市立柏原病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度柏原市市立柏原病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入の補正）

第2条 令和7年度柏原市市立柏原病院事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
収 入			
第1款 資本的収入	421,182千円	0千円	421,182千円
第1項 企 業 債	237,000千円	△ 9,513千円	227,487千円
第3項 補 助 金	0千円	9,513千円	9,513千円

(企業債の補正)

第3条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
医療機器等整備事業	67,100千円	57,587千円

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			421,182	0	421,182	
	1 企 業 債		237,000	△ 9,513	227,487	
		1 企 業 債	237,000	△ 9,513	227,487	
	3 補 助 金		0	9,513	9,513	
		1 他 会 計 補 助 金	0	9,513	9,513	

令和7年度柏原市市立柏原病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	△ 984,734
	減価償却費	362,456
	長期前払消費税償却額	21,038
	資本費繰入収益	△ 81,667
	貸倒引当金の減少額	△ 453
	賞与引当金の増加額	8,618
	退職給付引当金の増加額	132,389
	長期前受金戻入額	△ 156,469
	受取利息及び配当金	△ 10
	支払利息	52,355
	固定資産除却損	3,054
	未収金の増加額	△ 107,913
	未払金の増加額	△ 14,681
	貯蔵品の減少額	1,292
	小計	△ 764,725
	受取利息及び配当金の受取額	10
	利息の支払額	△ 52,355
	業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 817,070
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 328,586
	一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	275,362
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 53,224
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	227,487
	建設改良企業債の償還による支出	△ 461,463
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△ 717
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 234,693
4	資金増加（減少）額	△ 1,104,987
5	資金期首残高	2,278,601
6	資金期末残高	1,173,614

令和7年度柏原市市立柏原病院事業予定貸借対照表
(令和7年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固 定 資 産				
(1) 有 形 固 定 資 産				
ア 土 地		273,757		
イ 建 物	7,888,239			
減価償却累計額	<u>△ 4,171,118</u>	3,717,121		
ウ 車 両	6,933			
減価償却累計額	<u>△ 2,310</u>	4,623		
エ 器 械 備 品	2,196,701			
減価償却累計額	<u>△ 1,691,238</u>	505,463		
オ リ ー ス 資 産	4,235			
減価償却累計額	<u>△ 2,994</u>	1,241		
カ 建 設 仮 勘 定		<u>8,479</u>		
有形固定資産合計			4,510,684	
(2) 無 形 固 定 資 産				
ア ソ フ ト ウ ェ ア		<u>25,488</u>		
無形固定資産合計			25,488	
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産				
ア 長 期 前 払 消 費 税		<u>9,213</u>		
投資その他の資産合計			<u>9,213</u>	
固 定 資 産 合 計				4,545,385
2 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			1,173,614	
(2) 未 収 金		801,803		
貸 倒 引 当 金		<u>△ 11,440</u>	790,363	
(3) 貯 蔵 品			14,208	
(4) 前 払 金			<u>30</u>	
流動資産合計				<u>1,978,215</u>
資 産 合 計				<u><u>6,523,600</u></u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円	千円
3 固 定 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>2,153,744</u>			
企業債合計			2,153,744	
(2) 引 当 金				
ア 退職給付引当金	<u>1,208,606</u>			
引当金合計			1,208,606	
(3) 長期リース債務			<u>735</u>	
固定負債合計				<u>3,363,085</u>
4 流 動 負 債				
(1) 企 業 債				
ア 建設改良等の財源に 充てるための企業債	<u>483,375</u>			
企業債合計			483,375	
(2) 引 当 金				
ア 賞与引当金	<u>186,049</u>			
引当金合計			186,049	
(3) 短期リース債務			579	
(4) 一時借入金			200,000	
(5) 未 払 金			346,531	
(6) その他流動負債			<u>18,872</u>	
流動負債合計				1,235,406
5 繰 延 収 益				
(1) 繰 延 収 益				
ア 長期前受金			7,217,420	
長期前受金収益化 累計額			<u>△ 6,021,578</u>	
繰延収益合計				<u>1,195,842</u>
負債合計				<u><u>5,794,333</u></u>

資 本 の 部

	千円	千円	千円	千円
6 資 本 金				1,457,261
7 剰 余 金				
(1) 資 本 剰 余 金				
ア 他 会 計 負 担 金		119,800		
イ 受 贈 財 産 評 価 額		6,098		
ウ 寄 附 金		<u>6,050</u>		
資 本 剰 余 金 合 計			131,948	
(2) 利 益 剰 余 金				
ア 減 債 積 立 金		928,912		
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金		<u>1,788,854</u>		
利 益 剰 余 金 合 計			<u>△ 859,942</u>	
剰 余 金 合 計				<u>△ 727,994</u>
資 本 合 計				<u>729,267</u>
負 債 資 本 合 計				<u><u>6,523,600</u></u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

資 本 的 収 入

収 入

(単位：千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		237,000	△ 9,513	227,487			
	1 企 業 債	237,000	△ 9,513	227,487			
					企 業 債	△ 9,513	医療機器等整備事業に伴う企業債
3 補 助 金		0	9,513	9,513			
	1 他 会 計 補 助 金	0	9,513	9,513			
					他 会 計 補 助 金	9,513	まちづくり応援寄附金からの繰入

議案第42号

令和7年度柏原市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度柏原市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度柏原市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第4号中「936,629千円」を「942,221千円」に、「713,999千円」を「719,591千円」に改める。

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 849,414千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,025千円、過年度損益勘定留保資金 126,754千円及び当年度損益勘定留保資金 669,635千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 849,529千円は消費税及び地方消費税資本的収支調整額 53,533千円、過年度損益勘定留保資金 126,754千円及び当年度損益勘定留保資金 669,242千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	1,331,806千円	5,477千円	1,337,283千円
第1項 企業債	1,013,900千円	3,400千円	1,017,300千円
第3項 国庫補助金	169,737千円	2,077千円	171,814千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,181,220千円	5,592千円	2,186,812千円
第1項 建設改良費	936,629千円	5,592千円	942,221千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
公共下水道事業	476,900千円	480,300千円

令和7年5月29日提出

柏原市長 富宅正浩

補 正 予 算 実 施 計 画
資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的収入			1,331,806	5,477	1,337,283	
	1 企業債		1,013,900	3,400	1,017,300	
		1 企業債	1,013,900	3,400	1,017,300	
	3 国庫補助金		169,737	2,077	171,814	
		1 国庫補助金	169,737	2,077	171,814	

支 出

(単位 千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			2,181,220	5,592	2,186,812	
	1 建設改良費		936,629	5,592	942,221	
		1 管渠整備費	713,999	5,592	719,591	

令和7年度柏原市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）
（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位 千円）

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	78,592
	減価償却費	1,366,784
	貸倒引当金の増減額	△ 137
	賞与引当金の増減額	1,591
	退職給付引当金の増減額	6,765
	長期前受金戻入額	△ 550,089
	支払利息	194,697
	固定資産除却費	5,615
	業務活動に伴う未収金の増減額	111,875
	業務活動に伴う未払金の増減額	51,275
	小計	1,266,968
	利息の支払額	△ 194,697
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,072,271
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,736,376
	無形固定資産の取得による支出	△ 46,243
	国庫補助金等による収入	171,869
	受益者負担金等による収入	13,458
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,597,292
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	1,017,300
	建設改良費等の財源に充てるための企業債償還による支出	△ 1,243,591
	他会計からの出資による収入	112,462
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 113,829
4	資金増減額	△ 638,850
5	資金期首残高	1,188,630
6	資金期末残高	549,780

令和7年度柏原市下水道事業予定貸借対照表
(令和8年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		1,186,892	
	ロ 建 物	446,809		
	減価償却累計額	<u>△ 139,338</u>		307,471
	ハ 構 築 物	39,185,917		
	減価償却累計額	<u>△ 11,653,219</u>		27,532,698
	ニ 機 械 及 び 装 置	4,209,767		
	減価償却累計額	<u>△ 1,376,331</u>		2,833,436
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	3,889		
	減価償却累計額	<u>△ 2,828</u>		1,061
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	1,194		
	減価償却累計額	<u>△ 435</u>		759
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>223,521</u>	
	有形固定資産合計			<u>32,085,838</u>
	(2) 無 形 固 定 資 産			
	イ 施 設 利 用 権		2,375,572	
	ロ 電 話 加 入 権		<u>1,882</u>	
	無形固定資産合計			<u>2,377,454</u>
	固 定 資 産 合 計			<u>34,463,292</u>
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		549,780	
	(2) 未 収 金		228,518	
	貸 倒 引 当 金		<u>△ 47</u>	
	流 動 資 産 合 計		<u>228,471</u>	<u>778,251</u>
	資 産 合 計			<u><u>35,241,543</u></u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>13,550,497</u>	
	企業債合計		13,550,497
	(2) 引 当 金		
	イ 退職給付引当金	<u>84,333</u>	
	引当金合計		<u>84,333</u>
	固定負債合計		13,634,830
4	流 動 負 債		
	(1) 企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,188,578</u>	
	企業債合計		1,188,578
	(2) 未 払 金		440,371
	(3) 引 当 金		
	イ 賞与引当金	<u>20,875</u>	
	引当金合計		20,875
	(4) 預 り 金		<u>1,000</u>
	流動負債合計		1,650,824
5	繰 延 収 益		
	(1) 長 期 前 受 金		20,360,775
	収益化累計額	<u>△ 6,253,469</u>	
	繰延収益合計		<u>14,107,306</u>
	負債合計		29,392,960

資 本 の 部

6	資 本 金		4,450,739
7	剰 余 金		
	(1) 資 本 剰 余 金		
	イ 国 庫 補 助 金	573,295	
	ロ その他資本剰余金	<u>721</u>	
	資本剰余金合計		574,016
	(2) 利 益 剰 余 金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>823,828</u>	
	利益剰余金合計		<u>823,828</u>
	剰余金合計		<u>1,397,844</u>
	資 本 合 計		<u>5,848,583</u>
	負 債 資 本 合 計		<u>35,241,543</u>

補 正 予 算 基 礎 資 料

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 企 業 債		1,013,900	3,400	1,017,300			
	1 企 業 債	1,013,900	3,400	1,017,300	企 業 債	3,400	公共下水道事業債
3 国 庫 補 助 金		169,737	2,077	171,814			
	1 国 庫 補 助 金	169,737	2,077	171,814	下 水 道 費 国 庫 補 助 金	2,077	下水道事業費補助金

支 出

(単位 千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 建 設 改 良 費		936,629	5,592	942,221			
	1 管 渠 整 備 費	713,999	5,592	719,591	委 託 料	5,592	下水道管路特別重点調査業務委託料